



26工発第6号
平成26年1月27日

日本スーパーマーケット協会
会長 川野 幸夫 殿

一般社団法人全国トマト工業会
会長 西 秀 訓



消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の実施について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当工業会の活動にご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、消費税法の一部が改正となり平成26年4月1日より消費税率が引き上げられることになりました。

消費税の転嫁につきましては、消費税転嫁対策特別措置法第3条において、特定事業者による消費税の転嫁を拒否する行為（減額、買ったたき、購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制、税抜価格での交渉の拒否など）、及び報復行為は禁止される行為と定められました。

また、同措置法第12条により、平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象とし、事業者団体等が行う消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為、及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為が独占禁止法の適用除外となりました。

当工業会は、上記法の定めるところにより、消費税の適正な転嫁を行うため、1月27日付けにて「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書」及び「消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書」を公正取引委員会に提出し受理されました。

つきましては、消費税率が引き上げとなる本年4月1日以降の取引につきましては、本体価格（消費税抜き価格）に消費税額を上乗せすること及び請求書に消費税抜き価格と消費税額とを併せて表示することなど、下記共同行為の内容に基づき実施させていただくことになりました。

何卒、法の趣旨及び当工業会の共同行為についてご理解をいただきまして、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保にご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、誠に恐縮に存じますが、貴会会員にこの旨ご通知下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

【消費税の転嫁及び表示についての共同行為の内容】

1. 転嫁の方法

- (1) 各事業者が自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せすることとする。

(2) 消費税率引上後に発売する新製品について各事業者が自主的に定めている本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せすることとする。

(3) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法として、整数で求める場合は、小数以下を四捨五入する。小数で求める場合は、小数第三位を四捨五入する。

2. 表示の方法

(1) 消費税抜き価格と消費税額とを併せて表示する。

(2) メーカー希望小売価格(標準価格)については、税抜価格を表示した上、「〇〇円(税抜価格)」、「〇〇円+税」など、消費税が別途課される旨を明示する。

(3) 価格交渉は消費税抜きの価格で行い、請求の際、妥結した価格と消費税額とを併せて示す旨を取引の相手方に示し、請求段階で消費税額を示す。

3. 違反者への措置

消費税の転嫁の方法及び消費税の表示の方法の共同行為の内容に違反したものについては、警告し、これに従わない場合は、10万円以下の違約金を課することができる。

【本件に関する問い合わせ先】

一般社団法人全国トマト工業会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18 常和小伝馬町ビル 3階

TEL 03-3639-9666 担当者 根本

以上